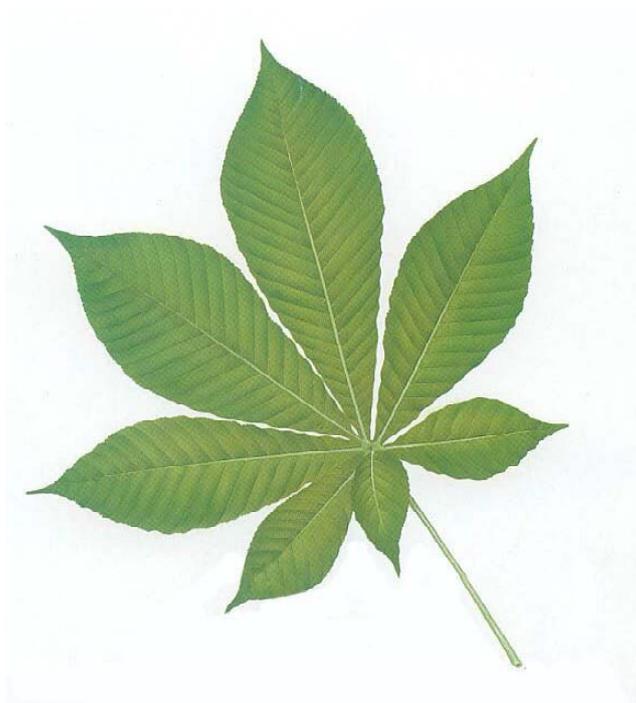




地域包括ケアを支える ネットワーク構築マニュアル

～ “とちぎ方式” によるネットワークづくりを目指して～



平成20年10月
栃木県保健福祉部高齢対策課

【目次】

I	地域包括ケアに向けて	1
II	ネットワークの構築	2
1	地域を知る	2
2	地域との繋がりをもつ	3
3	社会資源を把握する	4
4	社会資源を整理する	5
(1)	リストの作成	5
(2)	マップの作成	5
(3)	情報の共有・更新	6
5	人材の確保と資質の向上	7
(1)	人材の確保	7
(2)	資質の向上	8
6	ネットワーク構築の手順	9
(1)	ネットワークのイメージ	9
(2)	ネットワークの圏域	11
(3)	共通理解に向けた働きかけ	12
(4)	安全・安心を支える見守りネットワークの立ち上げ	12
(5)	見守りネットワークの活用	15
(6)	見守りネットワークの発展のための取り組み	17
7	留意事項	18
(1)	地域包括支援センター運営協議会との連携	18
(2)	情報の共有と個人情報の取り扱い	19

◇参考資料

◇栃木県地域包括支援センターネットワークづくり支援会議委員名簿

I 地域包括ケアに向けて

我が国では、少子高齢化が急速に進展しており、今後、高齢者の独り暮らし世帯や高齢者夫婦のみの世帯が更に増加すると予測されています。また、高齢者の増加にともない、認知症高齢者の増加や高齢者虐待、閉じこもり・孤立死などが社会問題になっています。

このような中、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるようにするために、地域の住民が普段の生活の中で、在宅の高齢者の様態の変化や虐待・閉じこもりの有無など安否確認を行い、支援を必要とする高齢者を発見するとともに、当該高齢者を地域住民が自らサポートしたり、関係機関に対応を依頼するためのしくみが求められています。

こうした地域の支え合いのしくみが機能するためには、家族や友人、近隣住民、ボランティアといったインフォーマルなサポートと、保健や医療・介護・福祉の専門職、団体、機関によるフォーマルなサポートが連携することが不可欠であり、地域において様々な社会資源が連携するネットワークの存在が重要なポイントとなります。

地域包括支援センターには、地域で高齢者を支えるシステムの中核機関としての役割が位置づけられており、具体的にはこうした地域の社会資源が連携するネットワークをコーディネートすることが求められています。必ずしも十分に役割を果たせていない現状があります。

このため、地域包括支援センターが地域の社会資源をネットワーク化する手法（“**とちぎ方式**”）をまとめた、実践的なマニュアルを策定し、地域包括支援センターにおけるネットワークづくりの一助とすることとしました。

このマニュアルは一つの基本的な手法を示すものであり、各地域包括支援センターにおいては、個々の地域の実態に応じた活用が望まれます。また、ネットワークづくりの実践を踏まえ、逐次改訂して参りたいと考えております。

なお、このマニュアルの策定にあたっては、栃木県地域包括支援センターネットワークづくり支援会議の委員の皆様にご多くの貴重な意見をいただきました。改めてお礼申し上げます。

Ⅱ ネットワークの構築

1 地域を知る

地域包括支援センターの担当する区域は、センターごとに、面積や人口、高齢化率、地形、歴史あるいは住民の意識などに多様性があります。また、担当区域内でも地区ごとに違いがある場合もあります。

地域包括支援センターが、地域で高齢者を支える中核機関としての役割を果たすためには、まず、担当する区域にはどのような特性があるのか把握すること、つまり「**地域を知る**」ことが重要です。

地域を知るためには、地域に出向いて地域の現状や歴史を知ることや、住民の集まりに参加することなどにより住民の生の声を聞くことが必要です。なお、地域について書かれた本や資料は、地域の歴史や文化について、より深く知る手がかりとなります。

また、行政が実施する各種アンケートや地区懇談会で得られた情報などを分析することも、地域を知る一つの方法です。

地域を知ることで、地域が抱える課題や住民のニーズを正しく把握できるようになります。

なお、地域の状況は時間の経過とともに変化しますので、定期的に把握することが大切です。

2 地域との繋がりをもち

地域包括支援センターが地域の中で活動を続けていくためには、地域の住民や関係者の方々に、センターの目的や機能を知ってもらい、有機的な繋がりをもちことが重要です。

パンフレットやポスター、ホームページ等により、多くの地域包括支援センターがPRを行っていますが、それだけでは地域の住民、関係者の方々と十分な繋がりをもちことができません。

信頼感のある繋がりを築くためには、地域の会合や行事などへ積極的に参加して、「**顔の見える関係**」を築くことが大切です。

地域の会合等に参加する際にも、ただ参加するのではなく、話題（介護予防や認知症等）を提供したり、地域包括支援センターが地域にどのようなメリットを提供できるのかなどを、分かりやすく説明するようにするとより効果的です。

地域包括支援センターの存在を地域に広く周知することは、市町の役割でもあります。例えば、地域包括支援センターが地域の会合に初めて参加する場合などは、市町（職員）の橋渡し等があれば、地域社会の繋がりの中に、より円滑に入ることができると考えられます。また、より親しみやすく分かりやすい“名称や愛称”をつけることで、地域にとって身近な相談窓口であるということの周知につながるものと考えられます。

職員が異動等で交替することがあっても、地域包括支援センターが地域の中で頼れる組織として活動できるよう、センター職員の重要な業務の一つとして、定期的に自治会の役員を訪問するなど、組織的かつ繰り返しの活動が求められます。

こうして開拓した人や組織との繋がりは、センターが地域社会の中で様々な活動をする上で大きな財産となります。

3 社会資源を把握する

地域包括支援センターが、高齢者の相談支援を行うためには、地域の保健・医療・介護・福祉の関係者やNPO・ボランティアなど、高齢者を支えるために活用できる社会資源を洗い出す作業が必要となります。

地域の社会資源に関する情報の一部は、市町（福祉担当課・保健担当課等）、社会福祉協議会、各種計画書（老人保健福祉計画、介護保険事業計画、地域福祉計画等）、インターネット（WAM-NET等）などから得ることができます。

また、地域住民の相談支援活動を行っている在宅介護支援センターなどが蓄積してきた情報を活用することも大切です。

フォーマルな資源だけでなく、ボランティアなどのインフォーマルな資源についても、市町の市民活動サポートセンターや社会福祉協議会のボランティアセンターなどを活用してできる限り把握します。

人的な資源だけでなく、公民館や公園などの利用可能な施設や高齢者を支える上で重要な役割を果たす各種サービスなども把握します。

また、地域に既存のネットワークがあれば、その構成や活動状況等を把握しておくことも重要です。このような既存のネットワークは、地域包括支援センターにおけるネットワークづくりにおいて重要な役割を果たす場合があります。

なお、本来、高齢者への支援を目的としたものでない資源であっても、見守り等のための貴重な資源となる場合があります。

○参考資料：社会資源の例示（P20）

4 社会資源を整理する

洗い出した社会資源は、ネットワークの必要性やネットワークにおいて自らに期待される役割を理解してもらうことで、ネットワークの構成員となります。また、何らかの対応を要する事態となった際に対応してもらう社会資源でもありますので、その情報を活用しやすいように整理することが必要です。整理することにより、把握した社会資源を地域包括支援センター内で共有できるようになります。

社会資源の整理は、地域包括支援センターがネットワーク構築を進める上で大変重要な作業であると同時に、地域の高齢者からの相談を受け、適切な制度やサービス・事業所を紹介する業務を効率化、容易化します。

整理の方法としては、リストやマップの作成が挙げられます。

(1) リストの作成

地域の社会資源について、それがどのような機能・役割を果たしているか、所在地・連絡先・連絡担当者などを調査して、実際に活用できるよう一覧表（リスト）として整理します。

活用できる資源として位置づけリストに掲載する際には、ネットワークの趣旨や相手方の役割を十分に説明し、ネットワークがスムーズに機能するよう働きかけを行った上で、相手方の同意を得ることが求められます。

○参考資料：リスト様式例（P21）

(2) マップの作成

社会資源のリストを作成したら、その次の段階として、それら社会資源を地図上に落として、社会資源マップとして整理します。

地図上に情報を落とすことにより、どこにどのような社会資源があるかを視覚的に捉えることができます。これにより、相談を寄せた高齢者等の居住地と対応可能な資源の位置が明確となり、迅速な対応が可能となります。また、地域内における資源の偏りなどの問題点が明らかになる場合もあります。

社会資源の情報だけでなく、支援を必要とする高齢者の情報をマップに掲載すると、更に利用しやすくなりますが、その場合には、自らの情報がマップに掲載され複数の人の目にふれることについて高齢者本人の同意を得ることが不可欠であり、作成したマップの管理には十分な注意が必要となります。

マップの作成にあたっては、担当区域の住宅地図を使用する方法や、電子媒体の地図情報を用いて作成する方法が考えられます。

○参考資料：マップの例（P22）

(3) 情報の共有・更新

作成したリストやマップは、地域包括支援センターが日々の業務で活用するとともに、ネットワークの構成員や地域住民の間でも共有することが重要です。

なお、地域の社会資源は、時間の経過とともに増減し、また内容も常に変化します。定期的にリストやマップに掲載された情報の見直しを行い、内容を更新して最新の状態を保つことが必要です。

5 人材の確保と資質の向上

(1) 人材の確保

地域包括支援センターは、介護予防支援事業所としての指定も受けており、包括的支援業務と介護予防支援業務の2つの業務を行っています。

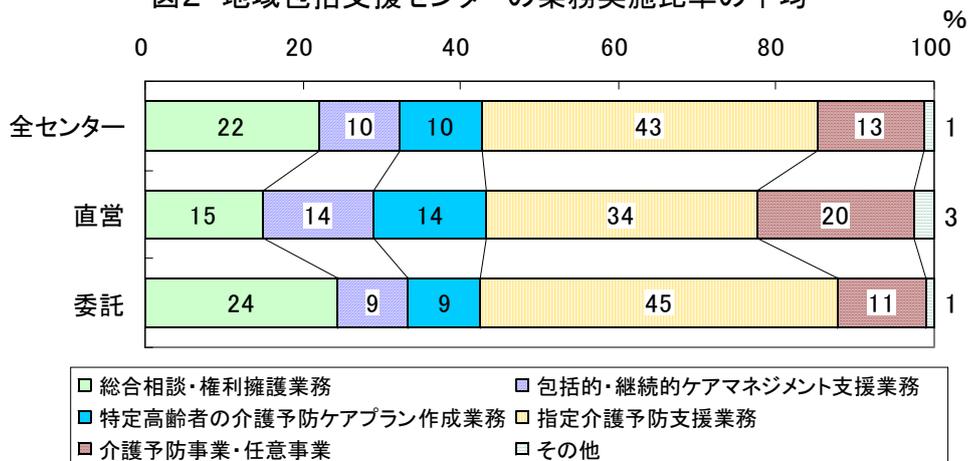
栃木県が平成20年7月に地域包括支援センターの実態調査を実施したところ、センター職員の多くが2つの業務を兼務しているほか（図1）、兼務する職員は介護予防支援業務に従事する割合が多く（図2）、包括的支援業務に十分に取り組めていない実態が明らかになりました。

図1 地域包括支援センターの職員数(H20年4月末時点)

区分		人数(人)	割合(%)
包括的支援業務に従事する職員	包括的支援業務専従職員	30.1	9.7
	兼務職員	246.2	79.3
介護予防支援業務に従事する職員	介護予防支援専従職員	34.2	11.0
	兼務職員	246.2	79.3
合計(83センター)		310.5	

※人数は常勤換算方法による。

図2 地域包括支援センターの業務実施比率の平均



地域包括支援センターには、介護予防支援業務に加えて、地域のネットワーク構築などを行う包括的支援業務にも積極的に取り組めるような体制整備が求められます。

そのためには、市町の支援を得るなどして、積極的に人材の確保を図ることが求められます。

また、市町には、包括的支援業務に係る「地域支援事業交付金」と介護予防支援業務に係る「介護報酬」の2つの運営財源を有効に活用するなどして、地域包括支援センターの運営を支援することが求められます。

(2) 資質の向上

地域包括支援センターがネットワークを構築し維持していくためには、各専門職がそれぞれの専門分野にかかわる課題にのみ対応するのではなく、「チームアプローチ」の考え方のもとで、お互いに連携することが必要です。

そのためには、センター内で、定期的に業務内容の報告や助言をし合ったり、勉強会を開催するなどして、お互いの専門分野を理解し、センターの役割や業務の目的を共通認識することが求められます。

また、行政や社会福祉協議会などが開催する、センター業務に役立つ研修会等にも積極的に参加し、常に資質の向上を図ることが求められます。

なお、センターの職員は、多忙な業務の中で、ネットワークの構築等に取り組むこととなりますので、組織としてメンタルヘルスを含む職員の健康管理に努めることも、職員の定着率を高め、職員の資質向上を図る上で大切です。

6 ネットワーク構築の手順

(1) ネットワークのイメージ

高齢者の生活を地域で支えるためのネットワークは一つではなく、いろいろなかたちがあるものです。

このマニュアルでは、地域において、次のとおり大きく3つに区分したネットワークが必要であるとイメージしており、地域包括支援センターが核となって構築するネットワークとして、「安全・安心を支える見守りネットワーク」を想定し、そのネットワーク構築の手順を示しています。

安全・安心を支える見守りネットワーク

地域で高齢者を支える役割を担う社会資源が連携し、高齢者の安全・安心な生活を支えるため、見守りや安否確認を行い、支援を必要とする高齢者を発見するとともに、当該高齢者に対する支援や専門機関へのつなぎなどを行います。このネットワークは、地域包括支援センターがコーディネーター役となり構築します。

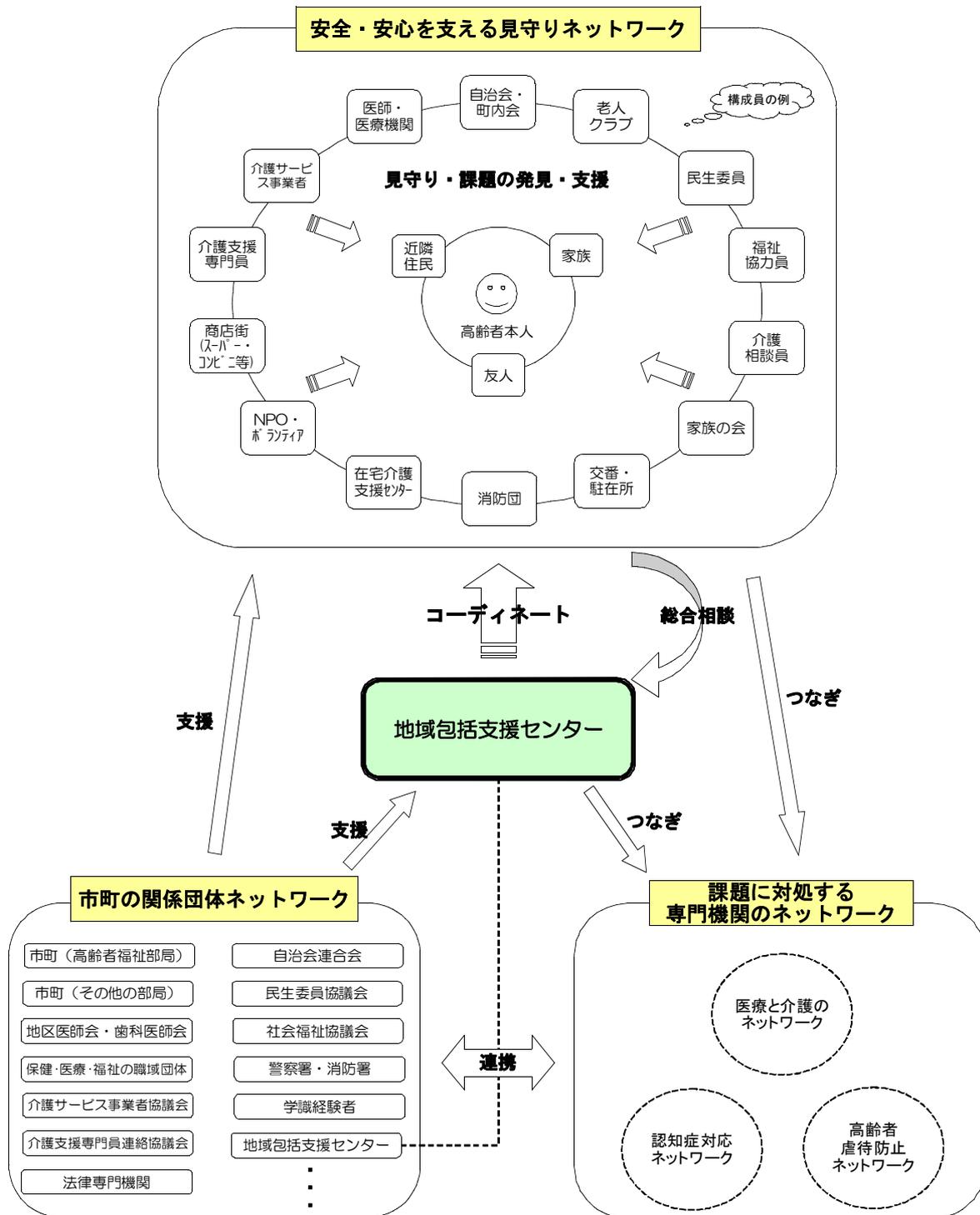
市町の関係団体ネットワーク

市町の高齢者福祉部局を始めとした関係各部局、市町の区域を統括する関係団体などにより構成され、関係者間の共通理解の醸成や連絡調整を図り、「安全・安心を支える見守りネットワーク」の構築に向けた環境整備や維持・発展のための支援を行います。このネットワークは、「安全・安心を支える見守りネットワーク」の持続性のためにも市町が主体となって構築します。

課題に対処する専門機関のネットワーク

「安全・安心を支える見守りネットワーク」では対応できない専門的な課題について、専門家・機関やサービス提供事業者が連携を図り、解決に向けて対応します。このネットワークには、医療機関や介護サービス事業所・ボランティアなどが参画する在宅療養支援ネットワーク、市町や医療機関などが参画する認知症対応ネットワークや高齢者虐待防止ネットワークなどがあります。

【ネットワークの相関関係】

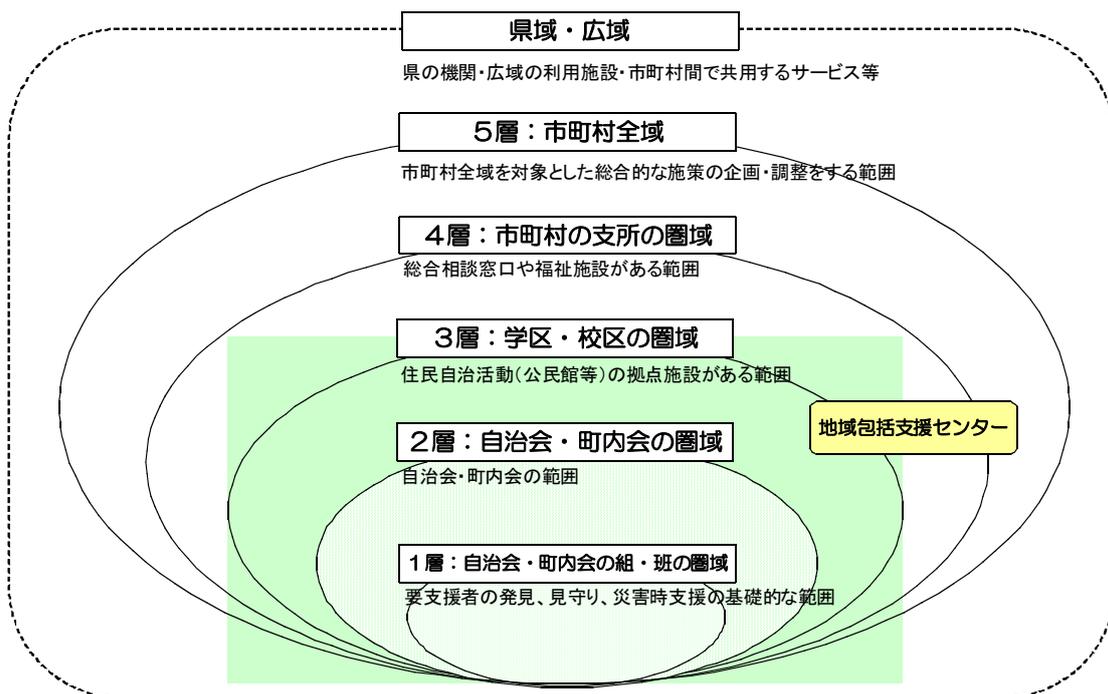


(2) ネットワークの圏域

ネットワークの圏域は、地域包括支援センターの担当区域により設定することが想定されますが、担当区域の規模によっては、複数の地区に区分してネットワークの構築を図ることが求められます。また、都市部であるか、農村部であるかによって、あるいは、地域の社会資源の実態等によってもネットワークの圏域は異なってきます。

地域においては、下図のように重層的に圏域を捉えることができますが、地域包括支援センターが取り組む「安全・安心を支える見守りネットワーク」が有効に機能するためには、お互いの顔が見える関係を築くことが重要であるため、できるだけ「3層」でネットワークを構築することが望まれます。

【圏域のイメージ】



※「これからの地域福祉のあり方に関する研究会報告書」をもとに作成。

(3) 共通理解に向けた働きかけ

ネットワークを構築するためには、地域の住民や関係機関にもネットワークの必要性について、理解してもらうことが大切です。この理解が不十分であるとネットワークが立ち上がったものの活動が活発でないなどということになりかねません。

地域包括支援センターは、それぞれの地域の現状を踏まえて、どのようなネットワークとするかを考え、市町とともに関係者を集め会議等を開催したり、地域の会合等へ参加して、また、関係団体や事業所へ訪問するなど、ネットワークの目的や必要性などを十分に理解されるよう働きかけます。

その際には、漠然とネットワークの必要性を訴えるのではなく、実際にネットワークが構築できたことにより支援が上手くいった事例などを具体的に説明すると効果的です。

また、一つ一つの相談事例への対応や支援の取組の中で繋がりができた関係者に対して、ネットワークの働きかけを行うことも大切なことです。

地域包括支援センターの職員には、ネットワークの構築ということを常に念頭において、日々の活動を行うことが求められます。

(4) 安全・安心を支える見守りネットワークの立ち上げ

①連絡会の開催

ネットワークの必要性について関係者の共通理解が図られたら、地域包括支援センターは、関係者が集まる会議等（以下「ネットワーク連絡会」という。）の開催をコーディネートします。

ネットワーク連絡会においては、地域の関係者がそれぞれどのような活動をしているのかやネットワークで果たす役割について話し合い、お互いの理解を深めて、顔が見える関係づくりを行います。

それとともに、地域の現状や課題について、情報交換や意見交換を行い、地域の特性に応じた見守りネットワークの姿をより具体的にしていきます。話し合いは一度で済むものではなく、何度も積み重ねていくことが必要です。

この時期までに、ネットワーク連絡会の構成員の情報は、地域の社会資源としてリスト化やマップ化しておきます。

また、継続した活動のために、ネットワーク連絡会の目的、運営体制、活動内容などを会則といった形でまとめます。

ネットワーク構成員であること、あるいは高齢者を支える社会資源としてリストに記載されていることを表示するステッカー等を作成し、構成員の店頭に掲示することなどもネットワークの持続性を図るとともに、住民が情報を提供しやすくしたり、相談しやすくなる方法の一つと考えられます。

②ネットワークの立ち上げ

ネットワークの立ち上げにあたっては、各構成員の役割分担と日頃の連絡体制を明確にするとともに、作成した社会資源のリストやマップをお互いに共有することが必要です。

〈小さなネットワークから〉

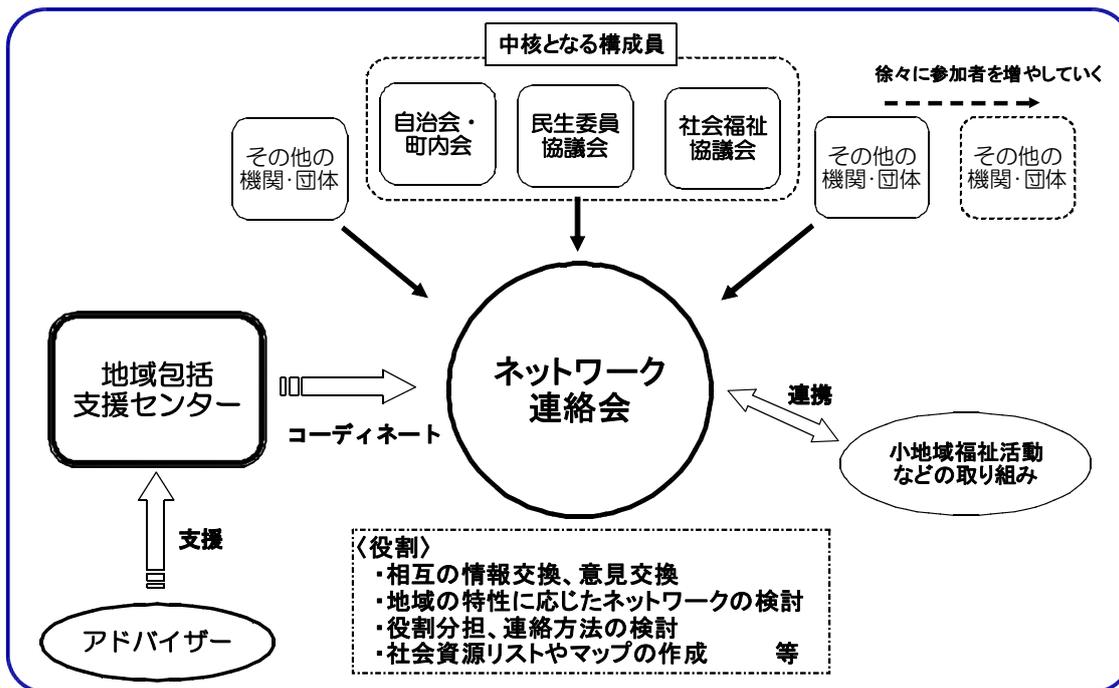
できるだけ多くの社会資源に構成員となってもらい、より充実したネットワークを立ち上げることは大切ですが、始めから多くの関係者を参加させようとすると、ネットワークの立ち上げまでに長い時間がかかると想定されます。

そのため、栃木県では、まず住民の生活を多くの側面で支えている「自治会・町内会」、民生委員の連携・協働を進める「民生委員協議会」、地域福祉の向上に向けて様々な取り組みを行う「社会福祉協議会（地区社会福祉協議会）」の3者を基礎的構成として、小さな組織でネットワーク連絡会を開催し（ネットワークを立ち上げ）、そこから徐々に参加者数を増やしていく方法が有効と考えています。

〈小地域福祉活動などとの連携〉

県内には、社会福祉協議会が推進する、小地域福祉活動（ふれあい・いきいきサロンや小地域ネットワーク活動等）などが活発に行われている地域があります。

ネットワークの立ち上げに際しては、そのような従来から取り組まれてきた地域の支え合い活動と連携を図ることが大切です。



③研修への参加

地域包括支援センターの職員が、ネットワークを構築するための手法を習得するためには、行政が実施する研修会や先進事例の報告会等に参加することも有効です。

栃木県においても、ネットワーク構築を支援する研修会を開催することとしています。

④アドバイザーの活用

実態調査によると、地域包括支援センターの職員は、センターにおける勤務年数やセンター以前の経験年数にバラツキがあり（図3、4）、専門職としての経験年数が少ない職員もいる実態が明らかになりました。

日々の業務多忙の中、経験不足という課題を抱える地域包括支援センターにおいては、ネットワークの構築に際し外部の専門家の支援を受けることも有効です。

栃木県では、ネットワークの構築を支援するために、ネットワークアドバイザー（ネットワークづくりに知識や経験を有する専門家）に協力してもらえる体制を設けています（平成20年10月時点）。

アドバイザーは、それまで地域に存在した人と人との繋がり等を発展させる形で、当該地域に適合したネットワークの構築について、助言したり、直接参加したりすることになります。

図3 地域包括支援センター職員の勤務年数

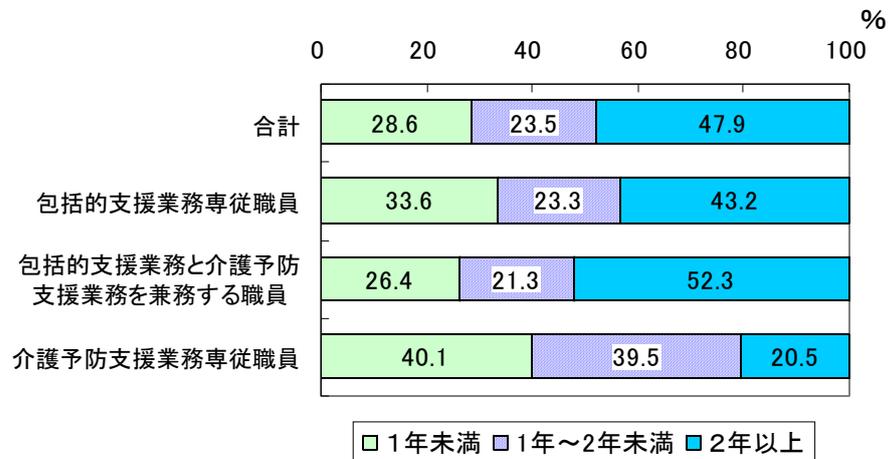
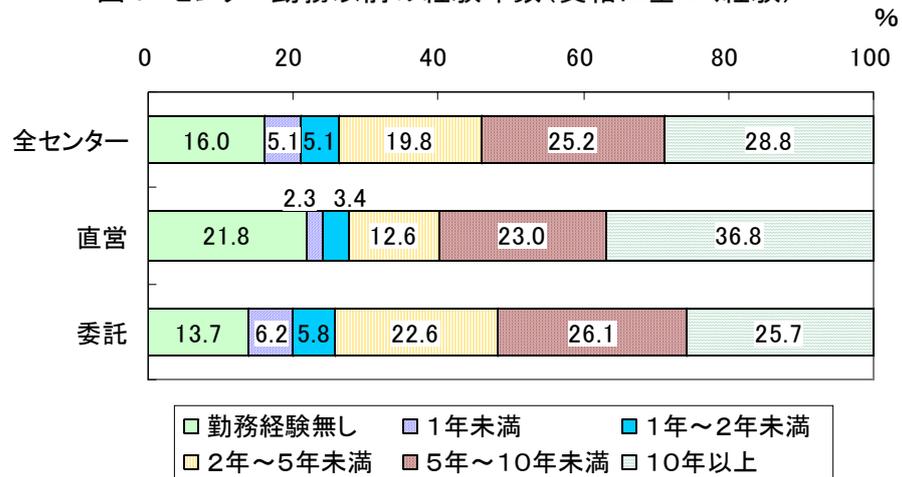


図4 センター勤務以前の経験年数(資格に基づく経験)



(5) 見守りネットワークの活用

① 要支援高齢者の発見

地域包括支援センターは、ネットワークを活用して、支援を必要とする高齢者の情報を得て、総合相談・支援につなげることとなります。

そのためには、高齢者がどのような状態にあるときセンターに連絡をするのか、そのポイントをまとめた資料を作成し、あらかじめネットワークの関係者に配布しておくことが重要です。

○参考資料：気になる高齢者に気づく視点の項目例 (P23)

②継続的な支援

支援を必要とする高齢者について、継続的な関与が必要と判断された場合は、地域包括支援センターが単独で関わるのではなく、ネットワークの構成員が役割を分担し連携して支援を行います。

また、支援内容を検討するにあたり、ネットワーク構成員のうち、支援を必要とする高齢者に対応したメンバーを集めて、個別のケース会議を開催することもネットワークを活用した支援の一つであり、このようにして形成された小規模なネットワークが「課題に対処する専門機関のネットワーク」の形成につながります。

③専門機関ネットワークへのつなぎ

地域包括支援センターでは、高齢者の抱える課題が医療や虐待に係るものであり、見守りネットワークの中で対処するよりも、専門家による対応が適切と判断される場合は、医療と介護のネットワークや司法関係者などが参加している高齢者虐待防止ネットワークなどの専門機関のネットワークへつなぎ、対応を依頼することとなります。

さらに、作成した社会資源のリストやマップをネットワークで共有し、見守りネットワークの関係者が、支援を必要とする高齢者を、自ら専門機関のネットワークへつなぐことができるような体制づくりが求められます。

(6) 見守りネットワークの発展のための取り組み

①交流の場の確保

ネットワークを活用した支援を続けていくためには、地域の中に住民や関係者が交流できる場の存在が重要となります。

地域包括支援センターがその場となることも想定されますが、より気軽に集まることができる場所が望まれます。

公民館、自治会館、空き店舗、空き家、廃校となった建物や余裕教室等の学校施設、あるいは個人宅など様々な形態がありますが、地域住民の“つぶやき”を拾い上げるためには、住民がいつでも立ち寄れて、いつでも誰かがいて連絡がとれるサロンが重要です。

このようなサロンには、設定の目的を超えて、まちづくりの拠点にも発展していくことが期待されるところです。

②定期的な情報交換

ネットワークは構築して終わるものではありません。時間の経過とともに地域のニーズや社会資源の状況は変化するものですし、また、異動等により担当者が交替することもあります。地域包括支援センターと市町は、ネットワークを形骸化させないように努めることが必要となります。

そのため、ネットワーク連絡会は、ネットワークの立ち上げの後も、定期的に、あるいは随時開催し、ネットワークの活動状況の把握や情報の共有を図るなど顔が見える関係を維持することが必要となります。

また、実際に支援を行った事例の報告や、支援に役立つ情報について勉強会を行ったりするなど、ネットワークの必要性を常に認識されるような取り組みを行わなくてはなりません。

ネットワークを構成するメンバーも固定されるものではなく、状況の変化に応じて新たな参加者をつのっていきます。

③市町などとの協働

見守りネットワークの維持・発展のためには、市町が直接に、また市町が構築する関係団体のネットワークが見守りネットワークをバックアップしていくことが重要です。

また、市町は、関係団体のネットワークを活用し、見守りネットワークの維持・発展のための支援を行うことが求められます。

7 留意事項

(1) 地域包括支援センター運営協議会との連携

地域包括支援センター運営協議会は、センターの適切な運営の確保並びに公正・中立性の確保等を図る観点から、各市町に設置されています。地域の様々な関係者が運営協議会に参画しており、センターの活動内容等の地域へのPRや地域の社会資源との連携体制の構築、さらには、社会資源の開発等、非常に重要な役割を担っています。

しかし、実態調査によると、地域包括支援センターと運営協議会の連携は十分に取られていないことが明らかになりました（図5、6）。

地域包括支援センターがネットワークを構築する際には、運営協議会と緊密な連携を図り、必要な支援を受けられるよう働きかけることも求められます。

図5 運営協議会の開催状況を把握しているセンター

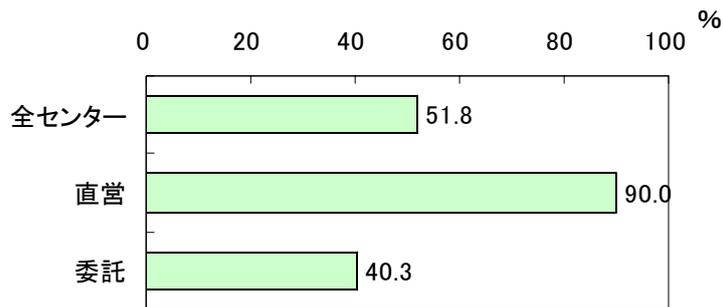
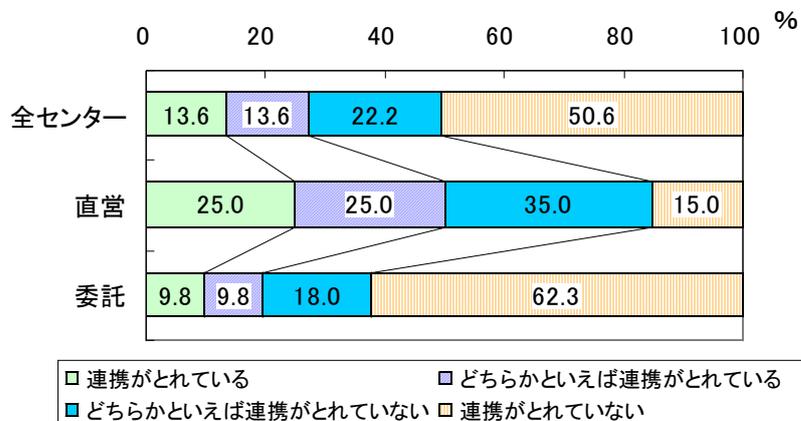


図6 運営協議会との連携状況



(2) 情報の共有と個人情報の取扱い

地域包括支援センターでは、高齢者からの相談などにより高齢者に関する様々な情報を得ることとなります。支援に必要な範囲の関係者に対して、これらの情報を提供してもよいかどうかについては、あらかじめ本人の同意を得ておくことが必要です。

また、ネットワークにおいて高齢者を支援するためには、構成員の間で当該高齢者に関する情報の共有化を図ることが必要となります。

そのため、ネットワークの目的や情報共有の必要性について当該高齢者に対し説明するとともに、他の構成員に情報提供をおこなう場合があることについて、あらかじめ同意を得ておくことが求められます。その際、理解を得られやすいよう、ネットワークの目的や活動内容、構成員などを紹介する資料を準備しておくことが望まれます。

【社会資源の例示】

	項目	活動内容・役割等
1	自治会・町内会・婦人会	日常的な近所づきあいの中、支援が必要な高齢者の声かけや見守りをしたり、センターへの情報提供が期待されます。
2	老人クラブ	友愛訪問を行うなど高齢者の安否確認やセンターへの情報提供、活動への勧誘などが期待されます。
3	民生委員	地域住民の調査・実態把握や相談支援などを行っており、日頃から密接な連携が求められます。
4	福祉協力員	社会福祉協議会から委嘱され、地域の福祉増進に関する活動を行っており、見守りやセンターへの情報提供が期待されます。
5	介護相談員	市町に登録され、介護サービス事業所や自宅を訪問し、話を聞いたり、相談に応じたりしており、気になる高齢者のセンターへのつなぎなどが期待されます。
6	家族の会・介護者の会	介護する者同士の情報交換や相談・助言などを行っており、センターへの情報提供などが期待されます。
7	NPO・ボランティア	「交流・遊び」「話し相手」や「配食・会食サービス」「外出・移送サービス」といった生活支援活動が多くのボランティアによって提供されており、センターが活動する上で、連携を図ることが重要となっています。
8	市町が養成するサポーター	市町が養成する介護予防サポーターや認知症サポーターなども、地域で高齢者を見守る担い手として期待されます。
9	生きがい推進員(シルバー大学校卒業生)	シルバー大学校で学んだ知識や技術を活かし地域で活躍しており、傾聴ボランティアや活動への勧誘が期待されます。
10	在宅介護支援センター	地域の高齢者の実態把握や相談支援を行っており、センターのランチとして活用するなど、協力・連携を図ることが求められます。
11	交番・駐在所	治安の維持活動とともに地域を巡回して実態を把握する活動を行っており、日頃から連携を図っておくことが必要です。
12	消防団	平時において地域の安全・安心を守るための活動を行うなど、高齢者の見守りの担い手として期待されます。
13	介護支援専門員	要介護高齢者やその家族と日頃から接しており、状態の変化や問題などについて、センターへの情報提供などが期待されます。
14	介護サービス事業所	要介護高齢者やその家族と日頃から接しており、状態の変化や問題などについて、センターへの情報提供などが期待されます。
15	医師・医療機関	診療を通して気付いた高齢者や家族の状態の変化や問題などについて、センターへの情報提供などが期待されます。
16	薬局	薬局に訪れる高齢者について、状態の変化等があればセンターへつなぐことが期待されます。
17	商店街(スーパー・コンビニ等)	買い物に訪れる高齢者について、状態の変化等があればセンターへつなぐことが期待されます。
18	郵便局・金融機関、新聞販売店、宅配業者、乳酸菌飲料配達業者、電気・ガス会社、水道局、交通事業者(タクシー・バス会社等)、警備会社、JA	日々の業務活動の中で、一人暮らし高齢者や高齢者のみの世帯などに、声かけや安否確認、センターへの情報提供が期待されます。
19	マンション・アパート管理人	管理物件に入居している高齢者の安否確認などの担い手として期待できます。
20	LSA(生活援助員)	シルバーハウジング等を訪問し、日常生活上の生活相談・指導、安否確認、緊急時の対応や一時的な家事援助などを行っており、センターとの連携が期待されます。

【リスト様式例】

行政機関、関係団体等

区分	名称	所在地	連絡先	支援を受けられる内容等
行政機関				
組織・団体				
専門窓口相談				
その他				

専門機関、サービス提供事業者

区分	名称	所在地	連絡先	支援を受けられる内容等
医療機関				
介護サービス事業者				
ボランティア団体				
その他				

各種サービス・制度等

区分	名称	所在地	連絡先	サービスの内容・対象者・費用等
配食・配達サービス				
外出支援サービス				
家事援助サービス				
その他				

【マップの例】

真岡市 認知症地域資源マップ トップページ

文字の大きさ | 小さい | 標準 | 大きい

はじめての方へ 関連リンクページ この画面を印刷

トップページ 地図で探す(真岡エリア)

地図で探す

真岡エリア 他エリアで再検索する

団体・施設の種類

a 行政関係機関	f 認知症高齢者グループホーム	k 認知症にやさしいお店
b 社会福祉協議会・関係団体	g 特別養護老人ホーム	l サポーター企業・団体等
c 家族の会・ボランティア	h 老人保健施設	
d 権利擁護関係	i 介護サービス	
e 病院・診療所	j 交通機関	

〒321-4395 真岡市荒町5191番地 電話 0285-83-8195(福祉課)
 ✉メールでのお問い合わせ fukushi@city.moka.tochigi.jp

Copyright © Moka-City All Right Reserved.

【 真岡市認知症地域資源マップ <http://moka.ninchishou.info/> 】

【気になる高齢者に気づく視点の項目例】

《本人に関するチェック項目》

- 急に話をしなくなった
- 一方的に自分のことばかり話す
- 尿臭がする
- 転倒、ケガ、事故にあった
- アザやコブができていた
- 急に顔色が悪くなった
- 長期間風呂に入っていない様子が見られる
- 同じものをずっと着ている 等

《周囲との関わりでのチェック項目》

- 本人や家族の行動・関係について、話題にあがっている事柄がある
(例：「怒鳴り声が聞こえる」、「頻繁に近所をふらふら歩いている」)
- 知る限りでは、救急車を呼ぶ回数が増えた
- お金のことで相談があった
- 訪問しても中に入れたがらない
- 近隣に電話を借りに来た
- 近隣に食事を求めてきた 等

《家族関係でのチェック項目》

- 本人は家族のことになるとふさぎ込むまたは感情的になる
- 家族環境が急変した（家族が出ていった、二人暮らしで何日も同居者が帰ってこない等）
- 子と同居や二世帯住宅（隣にいる等）なのに、まったく子と話をしていない様子が見られる
- 家族が知らない間に、ヘルパー等のサービスが入っていた
- 本人が緊急の場合の連絡先を言いたがらない
- 本人に何かあったときに、対応できる親族の方がいないようだ
- 本人が悪徳商法の被害に遭っているようだ
- 本人は配偶者と死別したばかり
※これら以外にも、例えば、地域の医療機関等からは、次のような項目について情報収集することが考えられます。
- 本人に妄想的な訴えが見られる
- 本人または家族が服薬の管理ができていない
- 本人がいくつもの病院に同じような主訴で受診している
- 本人は定期的な受診が必要なにもかかわらず、定期的に受診していない
- 家族が薬だけを取りに来ている
- 本人の状況を家族が詳しく話したくない
- 家族が本人を連れてきているが、診察に同席しない
- 本人が病状説明を理解できないため家族を呼んでいるが来院しない
- 受診の際、本人に何らかの介助や付き添いが必要である。

〈地域包括支援センター業務マニュアルより〉

栃木県地域包括支援センターネットワークづくり支援会議委員名簿

区分	所属・役職名等		氏名	備考
1	実践者	栃木県社会福祉士会	事務局長 岡田 敦史	
2		栃木県地域包括・在宅介護支援センター協議会	会長 浜野 修	会長
3	学識経験者	宇都宮大学	教授 陣内 雄次	
4		国際医療福祉大学	講師 須藤 昌寛	
5	専門家	NPO法人風の詩	代表 永島 徹	
6		那須烏山市社会福祉協議会	次長 八木沢 忠男	
7	市町	芳賀町健康福祉課地域包括支援センター係	係長 小林 しげ子	
8		小山市高齢生きがい課介護認定審査係	係長 大保寺 和子	

※敬称略

地域包括ケアを支えるネットワーク構築マニュアル

栃木県保健福祉部高齢対策課

〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1-1-20

電話 028-623-3037 FAX 028-623-3925

平成20年10月